

鈴鹿市告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月2日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
	終点		幅員 (m)
東旭が丘六丁目861号線	東旭が丘六丁目	東旭が丘六丁目	57.1
	東旭が丘六丁目		6.0～9.5
野町南一丁目513号線	野町南一丁目	野町南一丁目	136.4
	野町南一丁目		6.0～10.0
稻生一丁目514号線	稻生一丁目	稻生一丁目	71.4
	稻生一丁目		3.4～4.8
十宮四丁目歩道431号線	十宮四丁目	十宮四丁目	45.0
	十宮四丁目		1.5
十宮四丁目432号線	十宮四丁目	十宮四丁目	94.5
	十宮四丁目		4.0～12.1
十宮四丁目433号線	十宮四丁目	十宮四丁目	118.5
	十宮四丁目		6.0～13.1
十宮四丁目434号線	十宮四丁目	十宮四丁目	209.5
	十宮四丁目		6.0～13.1
十宮四丁目435号線	十宮四丁目	十宮四丁目	87.0
	十宮四丁目		6.0～13.1

十宮四丁目 4 3 6 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	94.0
	十宮四丁目		6.0~13.1
矢橋一丁目 8 9 1 号線	矢橋一丁目	矢橋一丁目	18.6
	矢橋一丁目		5.0~10.3
神戸三丁目 1 4 0 号線	神戸三丁目	神戸三丁目	35.0
	神戸三丁目		5.5